

## 2023年の新聞界

阿部 圭介\*

2023年は、旧ジャニーズ事務所のジャニー喜多川前社長による性加害が大きくクローズアップされた。性暴力と報道をめぐって、週刊誌等で報道されてきたにも関わらず、大手メディアでほとんど取り上げられて来なかった点について批判が起きた。また、ChatGPTを始めとする生成AIの急速な発展と利用拡大により、学習データとしての新聞記事の利用への対応に追われた。新聞協会は、インターネットでニュースを配信するプラットフォームとの関係やNHKのインターネット利用に対応してきたが、批判も招いた。

経営関連の指標を見ると、発行部数の減少傾向は拍車がかかり、2022年の数値になるが売上高も減少が続いた。22年の新聞広告費は再び減少に転じた。

### 部数、売上高など減少続く

2023年10月時点の日本新聞協会加盟110紙の総発行部数は2859万486部で、前年比7.3%減だった<sup>(1)</sup>。減少幅は、過去最大となった。1世帯当たりの部数は0.04部減少し、0.49部となった。1世帯当たり部数は、総発行部数と住民基本台帳に基づく総世帯数で算出するため、家庭での購読の実態を示すものではないが、数字の上では2軒に1軒も購読しておらず、実態はそれを大きく下回る状況と推定される。

同協会の調査によると、2022年度の新聞86社の総売上高は、前年度より1424億円減少し、1兆3271億円だった<sup>(2)</sup>。前年度比9.7%減と、再び減少率が拡大した。内訳は、「販売収入」が19.5%減の6625億円、「広告収入」が3.5%減の2577億円、「その他営業収入」が7.3%増の4069億円だった。販売収入が大幅に減少し、構成比でも49.9%と5割を下回った。一方でその他収入の構成比率は30.7%となり、年度集計を始めた2002年度以来最も高かった21年度を上回り、過去最高となった。なお、22年度の調査から「『収益認識に関する会計基準』を集計に反映するようにした。変更に伴い、前年度の単純比較はできない」との注記が付いている点には留意が必要である。この変更により、「売上高で1187億円減少の影響があった」という<sup>(3)</sup>。

デジタル関連事業収入の割合は、一般紙64社の平均が前年度比0.22ポイント増の2.37%、スポーツ3紙の平均が3.71ポイント増の10.23%だった<sup>(4)</sup>。

電通の「2022年 日本の広告費」によると、2022年の総広告費は前年比4.4%増の7兆1021億円だった。1947年の推定開始以来、最高という。電通では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復や、北京オリンピック・パラリンピックの開催などを増加の要因としている。また、インターネット広告の好調も要因として挙げられている。

このうち新聞広告費は同3.1%減の3697億円となり、構成比は0.4ポイント減少し5.2%だった。業

---

\*あべ けいすけ 一般社団法人日本新聞協会

種別に見ると、「交通・レジャー」が前年比17.8%増加した。「新型コロナの反動増」と分析している。マス四媒体（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ）広告費は同2.3%減の2兆3985億円で、ラジオを除く3媒体が前年比で減少した。

一方、インターネット広告費は同14.3%増の3兆912億円となった。初めてマス四媒体広告費を上回った。このうち、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞デジタル」は同3.8%増の221億円だった。構成比は前年と変わらず0.3%だった。新聞広告費と「新聞デジタル」を合計すると前年比2.7%減の3918億円となり、新聞広告の減少を「新聞デジタル」がカバーできていない。

### 「ジャニーズ性被害問題」軽視を反省

旧ジャニーズ事務所の故ジャニー喜多川前社長による性加害問題は、過去に週刊誌報道が先行していた上に、加害を認定する民事訴訟判決もあったにもかかわらず、新聞はこれまでほとんど取り上げて来なかった。2023年3月に放送されたBBCのドキュメンタリー番組に端を発し、被害者が記者会見したことから、日本国内の新聞・放送各社も大きく取り上げるようになった。長期にわたる深刻な被害が明らかになり、広告主企業が同事務所所属の芸能人の起用見合わせるなどの対応が広がった。ジャニーズ事務所は体制の一新、新会社への移行などを余儀なくされた。

放送各社は検証番組を放送、新聞社も検証記事を掲載した。例えば東京新聞は10月3日、「私たちは反省します 東京新聞はジャニー喜多川氏の性加害問題に向き合えていませんでした」と題する飯田孝幸・編集局次長の署名入り記事を掲載した。<sup>(6)</sup>同記事によると、ジャニーズ事務所に忖度して報道しなかったということについては、否定した。むしろ「『しょせん芸能界のスカンダル』というような意識で軽視」していたとしている。その上で、「未成年者の性被害は『芸能界スカンダル』ではなく人権の問題」とし、ジャニーズ性被害の問題を取り上げて来なかったことを「深く反省し、弱者に寄り添った報道を続けることを約束します」と結んでいる。

毎日新聞が7月7日（夕刊）に掲載した、読売新聞東京本社の滝鼻卓雄元社長のインタビューでもジャニーズ性被害について触れられており、「しょせん週刊誌レベルの話だろ、芸能ネタだろ、被害者は女性じゃないだろって軽く見る風潮が記者にあったと思う」と滝鼻は証言している。<sup>(7)</sup>

2つの記事から浮かび上がるのは、新聞社としては、芸能界の問題だからということで軽視していたという姿勢である。さまざまなニュースがあり、紙幅が限られる中で、一般紙は伝統的に政治、経済や、事件・事故など社会のニュースを重視し、芸能ニュースは抑制的に扱ってきた。しかし、東京新聞が書いた通り、芸能界の出来事だからといって重大な人権侵害を過小評価するのは、問題だった。さらに、この問題は経済活動にも影響を与えている。アサヒグループホールディングスの勝木敦志社長は、朝日新聞のインタビューに「取引を継続すれば我々が人権侵害に寛容であるということになってしまう」「人権は我々の事業基盤だと本心から考えている」と答えている。<sup>(8)</sup>企業活動を行う上で人権意識は日に日に高まっており、芸能界に留まる問題ではないという視点も必要である。加えて、性被害は女性だけでなく、男性にとっても深刻であり、軽視されてはならない。

マスコミ倫理懇談会や日本メディア学会も、この問題をテーマとして取り上げた研究会等を始めており、今後も継続的に取り上げていくという。

### 生成型 AI への対応、著作権法改正求める

ChatGPTに代表される、生成型 AI への対応も本格化した。生成型 AI は、質問に対する回答を、機械学習してきた内容をもとに文章で返してくる。あたかも会話しているかのように質問・回答を続けることが可能で、回答文も自然な文章になっていることから、活用が始まっている。さまざまな画像から機械学習し、画像を生成するタイプの生成型 AI も登場し、こちらも活用が始まっている。

機械学習するにはその元となる学習データが必要であり、学習データが良質であればあるほど、生成結果の質も上がる。ただし、ChatGPT などでは、何を根拠に文章を生成しているのか、出典表示がなされていない。

新聞社にとっては、良質な学習データとして記事が利用されてしまうという側面と、社内の業務効率化のための生成型 AI 活用という側面での対応が迫られている。

前者については、日本新聞協会が5月17日に「生成 AI による報道コンテンツ利用をめぐる見解」、10月30日に「生成 AI に関する基本的な考え方」を公表した。8月17日には、日本雑誌協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会の4者が共同声明を発表。世界ニュース発行者協会（WAN—IFRA）や日本新聞協会など26団体が9月6日、「世界 AI 原則」を公表した。また、日本新聞協会は11月2日に内閣府知的財産戦略推進事務局が「AI 時代の知的財産権検討会」の検討課題に関し行った意見募集に対応し「AI 時代における知的財産権に関する意見」を提出。同日、G7広島サミットの結果として設けられた「広島 AI プロセス」により策定中だった「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」の案文に対しても意見を公表した。<sup>(9)</sup>

特に焦点となったのは、記事の著作権についてである。日本では2018年の著作権法改正で、30条の4「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と定められ、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用」は、利用可能なものとして明記された。この条文は、AI 開発のための機械学習を想定して設けられたものである。

新聞協会は、欧州連合（EU）やイギリスと比較して「日本の著作権法は AI による機械学習等について極めて間口が広い」点や、法改正当時は「生成 AI のような高度な AI の負の影響が十分に想定されていたわけではない」点について指摘し、制度的対応を求めた。<sup>(10)</sup>

一方で、新聞社内での AI 利用について、日本経済新聞社は「AI の報道利用、日経はこう考えます」と題する山崎浩志編集局長名の記事を掲載した。<sup>(11)</sup> 記事では「責任ある報道に寄与する場合のみ、限定的に AI を利用する」として、利用する例として「信頼できる公開情報からのデータ抽出」などを挙げた。ガイドラインがないままであれば不適切な利用による問題が起りかねず、問題が起れば記事への信頼度低下が避けられない。ガイドラインを定め、それに沿って運用することで、事故を避けるとともに、事故が起きた場合にも対処しやすくなると思われる。

### 対プラットフォーム

公正取引委員会は9月21日、「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」を公表し

<sup>(12)</sup>た。ヤフーなどニュースプラットフォームの利用が増加している実態と、ニュースコンテンツの適正な流通の重要性に鑑み、ニュースプラットフォーム事業者と報道機関などニュースメディア事業者との取引実態について調査した結果がまとめられている。プラットフォーム事業者からメディア事業者に支払われる記事の許諾料（使用料）を、「一方的に契約内容を変更するなどして、著しく低い許諾料を設定する場合」は、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題となる」などと指摘した。また、アンケートに基づき、2021年度の許諾料は、1000PV（閲覧）当たり平均124円と算出した。

プラットフォーム事業者との関係について日本新聞協会の中村史郎会長は、10月18日に開かれた新聞大会の挨拶で「取引や関係の適正化に向けて、プラットフォーム事業者との対話を進めていく」と表明した。<sup>(13)</sup>

### NHKのインターネット配信をめぐる

NHKのインターネット配信の在り方等を検討することを目的に、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の「公共放送ワーキンググループ」（主査・三友仁志早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）が2022年9月から活動を始めた。情報入手手段としてインターネットの利用が増えた中、NHKが制作した放送番組（コンテンツ）や、番組制作のために取材・収集したコンテンツを、インターネットでどのように配信するか、検討を進めている。

新聞協会はNHKのネット利用について、かねて「理解増進情報」が拡大していることに懸念を表明してきた。理解増進情報とは、NHKが定め総務省の認可を受けた「NHKインターネット活用業務実施基準」では、「放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）」とされている。<sup>(14)</sup>

新聞協会は、2023年に入りこの問題について、5月19日、6月7日、29日、7月24日、8月10日、29日、9月28日に意見を公表・提出した。また、2月10日の「NHK2023年度予算・事業計画案に対する見解」や11月9日の「NHK経営計画（2024-2026年度）（案）に対する意見」でも、インターネット活用について触れた。<sup>(15)</sup>ワーキンググループのヒアリング等にも応じた。

ワーキンググループでは、NHKによるインターネットでのコンテンツ提供を、実施が義務付けられる「必須業務」にするという方向で検討が進んだ。これに対し、新聞協会は8月10日の意見で必須業務化に反対、「必須業務化の議論の前提として理解増進情報の問題をWGでも真摯に取りあげてほしいと考え」と留保を付けながら、「NHKは無料のテキスト（文字ニュース）業務から完全に撤退すべき」と述べた。<sup>(16)</sup>こうした新聞協会の主張は批判も招いている。<sup>(17)</sup>しかし、新聞協会の意見は一貫して、言論の多様性やメディアの多元性の維持といった観点から、NHK自身がインターネット業務の具体像を示すことや、受信料制度の在り方、NHKのガバナンスの在り方といった点に焦点を当てている。<sup>(18)</sup>検討が行われている最中の5月30日、NHKは「インターネット活用業務実施基準」には含まれていない衛星放送（BS）の番組の配信のための費用を2023年度予算に計上していたと発表した。

検討会の第2次とりまとめ案（9月6日）では、インターネットでの番組（コンテンツ）提供を「実施の有無がNHKの判断に完全に委ねられている『任意業務』ではなく、その継続的・安定的

な実施が義務付けられる『必須業務』として位置付けることにより、インターネットを通じた場合であっても、視聴者が継続的・安定的に放送番組を視聴できる制度に変更していくべきである」とされた。<sup>(19)</sup> 今後、ワーキンググループで、NHK のガバナンスなどについても検討が進められる。

## 注

- (1) 日本新聞協会 (2024) 『新聞協会報』 2024年1月1日付。
- (2) 日本新聞協会 (2023) 「Data & Research ①新聞社総売上高推計調査 (2022年度) 『その他収入』 の比率拡大続く」 『新聞研究』 2023年11月号。
- (3) 同上。
- (4) 日本新聞協会 (2023) 「Data & Research ④新聞社デジタル関連事業売上調査 (2022年度) 6年連続で前年同期上回る」 『新聞研究』 2023年11月号。なお、一般紙の1社が前年同期の数値を大幅に変更したため、総平均を修正・変更したとの注記がある。
- (5) 電通 (2023) 『2022年 日本の広告費』。 [https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad\\_cost/2022/index.html](https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2022/index.html)
- (6) 中日新聞社 (2023) 『東京新聞』 2023年10月3日付。 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/281234> (2024年1月22日閲覧)。
- (7) 毎日新聞社 (2023) 『毎日新聞』 2023年7月7日付 (夕刊)。 <https://mainichi.jp/articles/20230707/dde/012/040/004000c> (2024年1月22日閲覧)。
- (8) 朝日新聞社 (2023) 『朝日新聞』 2023年9月11日付。 <https://digital.asahi.com/articles/ASR9C6H4WR9CULFA00R.html> (2024年1月22日閲覧)。
- (9) いずれの意見も日本新聞協会のウェブサイト「プレスネット」の「声明・見解」から閲覧可能。 <https://www.pressnet.or.jp/statement/> (2024年1月22日閲覧)。
- (10) 日本新聞協会 (2023) 生成 AI による報道コンテンツ利用をめぐる見解」 2023年5月17日。 <https://www.pressnet.or.jp/statement/20230517.pdf> (2024年1月22日閲覧)。
- (11) 日本経済新聞社 (2023) 『日本経済新聞』 2023年7月20日付。電子版では、次の URL で同19日に掲載 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQODL1692B0W3A610C2000000/> (2024年1月22日閲覧)
- (12) 公正取引委員会 (2023) 『ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書』 2023年9月21日。 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230921\\_hontainews.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230921_hontainews.pdf) (2024年1月22日閲覧)
- (13) 日本新聞協会 (2023) 『新聞協会報』 2023年10月24日付。
- (14) 日本放送協会 (2022) 「NHK インターネット活用業務実施基準」。 <https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/standards/221221-01-jissi-kijyun.pdf> (2024年1月22日閲覧)。
- (15) いずれの意見も日本新聞協会のウェブサイト「プレスネット」の「声明・見解」から閲覧可能。 <https://www.pressnet.or.jp/statement/> (2024年1月22日閲覧)。
- (16) 日本新聞協会 (2023) 「総務省『公共放送ワーキンググループ』の検討に対する意見」 2023年8月10日。 [https://www.pressnet.or.jp/statement/broadcasting/230810\\_15104.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/broadcasting/230810_15104.html) (2024年1月22日閲覧)。
- (17) 例えば、境治 (2023) 「NHK と新聞業界は共に沈んでいくだけかもしれない」 Yahoo ニュース。 <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/53e16754a2567deb931ca916e42cd83bd38e7ac0> (2024年1月22日閲覧)。
- (18) 例えば、日本新聞協会 (2023) 「NHK インターネット活用業務の検討に対する意見」 2023年5月19日。

<https://www.pressnet.or.jp/statement/20230519.pdf> (2024年1月22日閲覧)。

- (19) デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 (2023) 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ (第2次) (案)」。[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000899879.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000899879.pdf) (2024年1月22日閲覧)。